

平成31年度にいがた未来ポイント対象事業(健康分野)募集要項

(目的)

第1条 この要項は、市が実施するにいがた未来ポイントの対象事業(健康分野)募集に必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象事業は、原則として次の条件を満たすものとする。

- (1) 新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)の目標である「健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することで、市民の生活の質(QOL)の向上を図る」ことの実現に資する講座、イベント等であること。
- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日の間に開催されるものであること。
- (3) 広く市民に周知して、参加者募集をしているプログラムであること。

(対象事業の募集)

第3条 対象事業の募集は、公募により行うものとする。

- 2 前項の募集は、原則として新潟市公式ホームページにより行うものとする。
- 3 対象事業の募集期間は、平成31年4月1日から4月30日までとする。募集期間終了後は、市との協議による。

(対象事業の申請)

第4条 対象事業への応募希望者は、にいがた未来ポイント対象事業申込書(様式第1号)により、市長に申し込むものとする。

(対象事業の決定)

第5条 対象事業の該当・非該当の決定は、第2条の規定に基づき、予算の範囲で市長が行う。

- 2 市長は、対象事業の該当・非該当を決定した時、その結果並びに条件等について、にいがた未来ポイント対象事業決定通知書(様式第2号)又はにいがた未来ポイント対象事業非該当通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

(対象事業の取り下げ)

第6条 対象事業実施者は、やむをえない都合により対象事業を取り下げる場合は、すみやかに書面により市長に申し出なければならない。

(対象事業実施者の責務)

第7条 対象事業実施者の責務は、以下のとおりとする。

- (1) 対象事業の実施に関して必要な費用を負担すること。

- (2) 当該事業がにいがた未来ポイント対象であることを参加者募集時に広く周知すること。
- (3) 対象事業実施日に参加者に対し、にいがた未来ポイントを発行すること。
- (4) にいがた未来ポイント発行機を適切に管理すること。
- (5) 事業実施にあたり、参加者の安全確保に配慮すること。
- (6) 対象事業実施上発生した事故に（第三者に及ぼした損害を含む）について、対象事業実施者の責任において処理し、すみやかに市長に報告すること。
- (7) 当該事業の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び当該事業の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証すること。
- (8) にいがた未来ポイントの原資について、新潟市が発行する納付書によりその都度定められた納期限までに支払うこと。
- (9) にいがた未来ポイントの発行にあたり知り得た個人情報がある場合は、法令を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適切に管理すること。
- (10) ポイント発行機がインターネットに常時接続できる通信環境を整備すること。
- (11) ポイント発行機等を使用するために必要な電気量を負担すること。
- (12) その他にいがた未来ポイントの付与に関する新潟市の指示に従うこと。

（新潟市の責務）

第8条 新潟市の責務は、以下のとおりとする。

- (1) 対象事業実施者にポイント発行機器一式を貸与し、通信に係る費用を負担すること。
- (2) 対象事業について市公式ホームページ等で周知すること。
- (3) 対象事業実施者が発行したにいがた未来ポイント数に応じて原資を請求すること。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。